

# 「釈親鸞」の遺産相続 上

——「鏡御影」を手がかりに①——

加 来 雄 之

はじめに

## 七五〇回忌に向けて

まもなく私たちは「宗祖親鸞聖人七五〇回忌」を迎える。親鸞が源空を通して出遇った浄土真宗という宗教的伝統に生きる私たちは、その伝統をどのように受け継いでいけばよいのか。そのことを、「遺産相続」という概念をもちいて考えてみたい。遺産相続とは、伝統的な言葉でいえば、師資相承であり、相伝であり、後学相続である。遺産を食い潰すことは、相続ではない。相続とは、贈与された遺産を、受け止め、選り取り、再構築し、活用し、それを次の世代に手渡していくことでなければならぬ。いったい私たちは次の世代に何を遺そうとしているのか。豊かで便利な生活であろうか。それとも大伽藍という歴史的建造物であろうか。社会的装置としての宗派であろうか。数多くの先達たちの著述であろうか。完備された教学体系であろうか。もちろんそれらも必要でないとはいわない。しかし親鸞の後学として次の世代に伝えていくべき遺産の本質は何であろうか。

拙稿では「鏡御影」を手がかりとして、「源空聖人」の仏道を受け継いでいく課題が、「釈親鸞」にとって明確になった原風景をイメージしてみたい。「鏡御影」の美術史的な研究については、先人たちの非常に優れた業績があり、それに加える何ものも私は持っていない。また「鏡御影」の眞贋判定をするつもりもない。この「鏡御影」が本当に親鸞の存生中に描かれた肖像画であるのか、もしくは滅後に描かれた模写であるのか、そのことは私にとって本質的な問題ではない。ただ「鏡御影」の原形をイメージのうえで復元し、それを手がかりにして、親鸞が源空によって開かれた浄土真宗を遺産として相続する営みの内実を、リアルに、豊かなイメージを持って受け止めることができるようになりたいのだ。

今一つは、源空の遺産を相続するための名のりが「釈親鸞」であったこと、「釈親鸞」という名のり自体が私たちにとってかけがえのない「遺産」という意味をもっていることを明らかにしたいのである。私たち親鸞の後学にとって「釈親鸞」の名のりは、プライベートな名や、ペンネームなどではない。本論文では「釈親鸞」を名のりたであろう時期にも言及するが、いわゆる『教行信証』(後述)の「名之字」問題に参戦する気はない。私はこの論文で「釈親鸞」の名のりのもとに果たし遂げようとした宗祖の使命・志願に出会いたいと思っっているのである。

### 遺産相続という視点

私たちは遺産を贈与された相続人として生きている。このように私たちの存在を遺産相続として理解するジャック・デリダ (1930 - 2004) の着想は私にとって新鮮であった。私は、浄土真宗の相続という問題を、このデリダの手法を用いて、つまり遺産相続というメタファーで考えることができなにかと思う。研究者の指摘を参考にしながら、デリダのいう遺産相続という概念の課題性について少し整理してみよう。<sup>③</sup>

① 私たちの存在と遺産相続は等置される。

人間として生きているということは、だれもが遺産を贈与されているという意義をもつて存在している。私たちは無数の先人たちの物・心の成果・犠牲のうえに生活を享受している。たとえば多くの人々の間にみられる帰属する共同体の先人を崇敬する慣習も、遺産相続という人間存在の感覚に基づくのであろう。ただ、その感覚が、自我<sup>エゴ</sup>によって汚されると、自分の先祖だけを崇拜するようないびつな形態となり、民族主義、宗教エゴイズムなどとして権力によって利用されることになる。私たちはどこまでも広く人々を包む伝統（十方諸仏に讃嘆されるような伝統）を選択しなければならぬ。

② デリダは、望むと望まざると、知ろうと知るまいと、地球上のあらゆる人間は、今日、ある度合いでマルクスとマルクス主義の相続人であり、われわれはマルクスの遺産を刻印された世界に住んでいるという。

私たちは、マルクスを源空・親鸞に置き換えて、浄土真宗の遺産を刻印された世界に住んでいるといってもよいかもしれない。望むと望まざるとにかかわらず、源空・親鸞の伝統に出会った私たちは、それだけで、それを受け止め、次世代に伝えてゆくかどうかを決断する責任を負っている。その応答責任を真摯に受け止めた一つの例が『歎異抄』である。歎異の精神に、後学として責任を果たす姿勢を学ぶことができる。

③ 相続すべき遺産のひとつは世界を変革する思想である。自己と世界を変革することができる思想を私たちは相続すべきである。そのような遺産のひとつは親鸞にとつて選択本願という思想である。この思想は、仏教が形而上的觀念に沈んだり、教義仏教にとどまることを許さなかった。

④ 遺産相続は、与えられた遺産をそのまま引き継ぐことではない。それは遺産を「濾過し、選別し、差異化し、再構造化」することである。

遺産相続は、応答責任をとらなう。私たちは、無数の贈与された遺産のなかから、相続すべき遺産を、選びとつた以上、遺産を無駄に浪費したり、放置して過去の遺物にしてはならない。私たちは、遺産を活用しなければならぬ。

遺産をみずからの生きる時代社会のなかで運用し再構築しなければならぬ。しかし再構築するとはどういう営みか、このことが問題となる。

## 一 御影と著述

### 「親鸞」の二つ肖像

親鸞による仏道の遺産相続を「鏡御影」という肖像画を手がかりに考えようとする理由はなにか。肖像は、「記念的な目的によるか、あるいはまた崇敬的な意味によって製作される」（平松『真宗重宝聚英 第四卷』総説二二五頁）といわれるが、とくに親鸞の場合は著述との関係に留意しなければならないと思われる。後述するように、親鸞の仏道継承においては著述と肖像画が重要な意味をもったと思われるからである。ここで簡単に親鸞の生前中に製作された肖像画の意義を確かめておきたい。

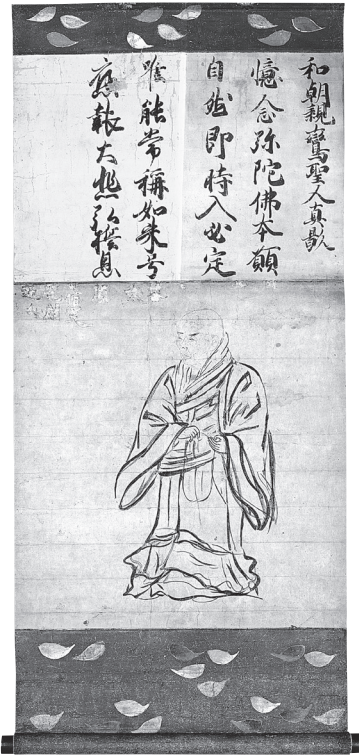
親鸞の生前の御影（真影）として「鏡御影」と「安城御影」と呼ばれる二つ肖像画が有名である。いずれも鎌倉時代のすぐれた肖像画として国宝に指定されている。この二つ以外にも描かれた可能性がないわけではないが、現存するものとしては、この二つのみが知られる。

現在の「鏡御影」は、西本願寺の所蔵で、縦七三・五センチ、横三三センチ、像高二九センチの比較的小さな斜め右向きの雄勁な立像であり、紙本に墨線で描かれている。頭部は淡墨の精緻な線で描かれ、帽子ぼうしや着衣は濃淡の墨で若干荒々しく描かれている。上部には覚如（1270-1351）筆による「正信念仏偈」龍樹章にもとづく讚が記されている。また上下は描表装かまひょうそうが施してある。一九五六（昭和三十一年）二月の国宝指定にあわせ、大がかりな修理がなされた。親鸞七十歳頃の肖像と推定されている。

「安城御影」は、縦一二七・六センチ、横四〇・一センチで、畳に敷皮をしいて斜め右向きに坐し、前に草履、杖

と火桶が置いてある。上部には『無量寿経優婆提舍願生偈』と『大無量寿経』の、下部には「正信偈」（本願名号正定業）即横超截五恶趣の讀文がある。讀文は聖人直筆で、筆跡の基準とされている。正本は西本願寺に蔵され、「鏡御影」とともに国宝の指定をうけている。模写本のもう一本は東本願寺に蔵され国の重要文化財に指定されている。<sup>④</sup>門弟・専信房専海が建長七年（一二五五）に『教行信証』を書写したおりに、絵師法眼朝円に描かせた真影とされる。したがって、親鸞八十三歳の寿像である。

親鸞にとつて肖像画は、その肖像人の著述と深い関連をもつようである。そのことは、次に述べる源空の肖像「選択付属（相伝）御影」とみずからの肖像「安城御影」との記録から推測できる。また御影と著述との関係ということでは、錦織寺の伝承も留意してもよい。かつて真筆の一つとされていた錦織寺の『教行信証』は、親鸞六十五歳に錦織寺において完成し、またそれにあわせて「真向御影」が描かれたという伝承がある。<sup>⑤</sup>真偽は分からないが、このよきな伝承は、『教行信証』と御影が関係していることを暗示している。とすれば「鏡御影」もまた何らかの著述と関係していたかもしれない。その著述は、後に



述べるように「正信念仏偈」と関連した書物、つまりそれを含む『教行信証』の草稿、少なくとも原型であったかもしれない。

「選択付属御影」と「安城御影」との讀銘

「鏡御影」の考察に入る前に、御影と著述の関係について「選択付属御影」と「安城御影」との呼応関係を簡単に取り上げて

おきたい。親鸞にとつて肖像図画の原点が、源空の門下に入つて約四年が経過し、親鸞三十三歳のときの源空によつて許された『選択本願念仏集』書写と真影図画にあつたことは疑えない。その事実を、親鸞は深い感動をもつて『教行信証』〈後序〉に記した後に次のように述べている。

『選擇本願念佛集』は・禪定博陸 月輪殿兼實<sup>ツクシ</sup>／法名圓照 の教命<sup>カウメイ</sup>に依て撰集せ令むる所也、真宗の簡要念佛の奥<sup>アウ</sup>義 斯に攝在せり 見者論<sup>ノサトリ</sup>り易し 誠<sup>マコト</sup>に是れ希有最勝之華文<sup>クワ</sup>・无上甚深之寶典也 年を涉<sup>ワタ</sup>り日を涉<sup>ワタ</sup>て其の教誨<sup>フクシ</sup>を蒙ふるの人千萬と雖も親と云ひ疎<sup>ソ</sup>と云ひ此の見写<sup>ミエカキ</sup>を獲るの徒<sup>モトカラ</sup> 甚た以て難し 爾るに既に製作<sup>セイサク</sup>を書写し真影<sup>マコトカゲ</sup>を<sup>ウチ</sup>図画せり 是專念正業の徳也、是決定往生<sup>ウチヌス</sup>の徴也、仍て悲喜の涙を抑<sup>ヨシ</sup>て由来之縁<sup>シユルシ</sup>を註す（化身土文類六）<sup>⑥</sup>

このとき親鸞において、仏道の相続を象徴する或る種の著述と肖像とは切り離すことができないものとして強く結び付いたのである。それから五十年が経過し、八十三歳となった親鸞は、専海に対して『教行信証』の書写と「御影」の図画を許可した。おそらく親鸞の手元には書写した『選択本願念仏集』と図画した「選択付属御影」が置かれていたはずである。親鸞の「安城御影」はそれを意識して製作された、と考えるのが自然である。

親鸞三十三歳 「選択付属御影」と『選択本願念仏集』（親鸞書写本）

親鸞八十三歳 「安城御影」と『教行信証』（専海書写本）

それぞれの御影の特徴についてここで論じることはできないが、注目したいのは、二つの御影の讚銘である。もし御影が著述と深い関係をもつとするならば、その著述の中にあるすべての言説の源泉を象徴する文がそこに刻印され

るはずだ、と理解したいからである。

『教行信証』(後序)の記述からすれば、「選択付属御影」の真影には「南無阿弥陀仏」の六字名号と善導の『往生礼讃』からの「本願加減の文」が記されているはずである。事実、原本として伝えられる妙源寺蔵「選択付属御影」には、この二つが影像の上部に記されている。この二つは『選択本願念仏集』を象徴する。『選択本願念仏集』では、「南無阿弥陀仏」は題下におかれ、「本願加減の文」は、第三本願章に引用される。

専海の『教行信証』書写にあたっては「安城御影」とともに「黄地十字名号」が製作されたという(平松「親鸞真蹟の研究」)。もしそうであるとすれば、「選択付属御影」は、「黄地十字名号」と「安城御影」という二つの造形として展開したということができよう。「選択付属御影」に書かれていた「南無阿弥陀仏」は「黄色十字名号」として独立して製作され、そして御影と讃文(善導「本願加減の文」)は、「安城御影」とその上部に配置される『大無量寿経』・『浄土論』の讃文として展開したのである。「帰命尽十方無碍光如来」の十字名号と『大無量寿経』・『浄土論』は、まさしく『教行信証』の教学の基盤となる言説といえる。しかも親鸞は、それにとどまらず真影の下部には「釈親鸞正信偈」の十行二十句を記した。そこに、『大無量寿経』の仏道を『浄土論』を通して相続する浄土真宗の伝承を銘記したのである。真実信を顕すという課題は、第十八願の三心と『浄土論』の一心にある。その受け止めが「正信偈」である。この「正信偈」の意味については後述しよう。

この「選択付属御影」から「安城御影」への二つの御影の讃文については教学における大きな転回がある。源空の『観無量寿経』を基軸とした善導教学から、親鸞の『大無量寿経』を基軸とする世親・曇鸞教学へのシフトである。

私は、このシフトの間に「鏡御影」を想定したいと思うのである。そのことよって相続にあたってシフトすべき親鸞の課題が明確になるように思うからである。

## 「釈親鸞」の名のりについて

「安城御影」（下段）、『尊号真像銘文』（広本）には「正信念仏偈」からの十行二十句が引用される。共通するのは、その「正信偈」が「釈親鸞」の名のりのもとに引用されることである。（『尊号真像銘文』略本の場合は「愚禿親鸞正信偈にいはく」<sup>⑦</sup>であって「釈」の字はない。ただ略本は、銘文の本文があげられていないなど、独立した著述とは言いがたく、他の祖师たちの名も広本に比べると極めて簡略であることに関係するのかもしれない。）

親鸞は、「安城御影」と『尊号真像銘文』（広本）において「釈親鸞正信偈」と引用しながら末尾には「愚禿親鸞」と署名している。なぜ同一の著述の中でさえ「釈」の一字を付ける場合と付けない場合があるのだろうか。親鸞は「釈」という一字にどのような意義を託していたのであろうか。『教行信証』（後述）に記される改名問題について論究されるときも「名之字」に対する注目に比べると「釈」の字に対する注目度は低いようである。しかし私はこの「釈」という名のりには仏弟子としての厳格な確かめがあると思う。

釈しくの迦才とまふすは、釈といふは釈尊の御弟子とあらはすことば也、迦才は浄土宗の祖師也、（『尊号真像銘文』<sup>⑧</sup>）

「釈親鸞」という名のりは親鸞の著述のなかで、『教行信証』、『浄土文類聚鈔』（『愚禿親鸞集』）、『入出二門偈頌文』（『愚禿親鸞作』法雲寺本）、などにしか見ることができない。<sup>⑨</sup>

親鸞における「釈」の字の使用については注目したい事件がある。よく知られているように親鸞は元久元（二二〇四）年十一月八日、吉水教団が弾圧を予感させる緊張のなか、「七箇条制誡」に「僧綽空」と署名した。<sup>⑩</sup>源空には三百人の門弟がいるといわれていたが、三日にわたって約二百人が署名がした。親鸞は二日目の七番目に、全体の八十七番目に署名した。「僧綽空」、この当時の「僧」という称号には特別の意味があった。律令による正式出家者である



ところの僧である綽空、ある自負をもって三十二歳の出家者はそう署したに違いない。ところが、そのほぼ五カ月のち、翌年、元久二（一二〇五）年四月二十四日に、親鸞が書写した『選択本願念仏集』に、源空はみずからの筆で内題と題下十四字と、あわせて「釈綽空」の字を書いた。覚如の『拾遺古徳伝』（巻六第四段）によれば、その位置は外題の下であったと伝えられる<sup>⑪</sup>。あまり注目はされていないが、源空が「僧綽空」と書かず「釈綽空」と書き付けたことは、親鸞にとって衝撃的な体験であったに違いない。「あなたは律令僧として生きるのか、それとも仏弟子として生きるのか」という師からの無言の問いを感じ取ったに相違ない。そのために「夢の告げに依て」師源空が新たな「名之字」を書いたときも、「綽空」の二字は改めたが「釈」の一字はそのまま残したことを明記・強調する文脈となつていたのであろう。それ以降、親鸞は「釈」という一字に付属・相統という使命感を託して署してきたに違いない。昨今、「名之字」が善信であるか、親鸞であるか、という議論が大谷派では盛んになされている。どちらにも決定的な物証はない。むしろこの段では「釈」の一字こそが主題であつたのかもしれない。

ともかく〈後述〉には、『教行信証』を著述する「愚禿釈親鸞集」という撰号の由来の縁が刻印されていなければならぬ、と私は考えている。つまり『選択集』の袖書きであつた「釈綽空」は、最終的に「釈親鸞」でなくてはならないと思う。事実はどうであれ、親鸞書写の『選択本願念仏集』の題号の下には「釈親鸞」の字が記されているイメージをもつべきであらう。その「釈」の字のもとの著作の付属が坂東本の「証文類四」「真仏土文類五」の表紙に「釈蓮位」という袖書きがなされていることに踏襲されたのではないかと思う。「釈親鸞」が源空によつて名のことと許された法名か（存覚も「嚴師諾有り」〔六要鈔<sup>⑫</sup>〕という）、もしくは自称かは措いて、「釈親鸞」という名に教学者親鸞の畢生の課題が托されているということは疑うことはできないだろう。この名には、「僧綽空」でも「釈綽空」でも「善信」「釈善信」でも果たすことができない浄土真宗という仏道を生きる使命が象徴されている。とすれば寿像である「鏡御影」（原本）と「安城御影」に「釈親鸞」という名のりが共通しているのは偶然ではないかも

しれない。それゆえに私は、「愚禿釈親鸞」は、「愚禿釈」と「親鸞」ではなく、「愚禿」と「釈親鸞」として理解するべきあると思う。「教行信証」〈後述〉において示されるように、「禿」は「姓」であり、「法師并に門徒」<sup>13)</sup>「予は其の一也」<sup>14)</sup>とあって、みずからが帰属する共同体を表明する名である。それに対して「釈親鸞」は仏弟子として生きんとする自身の使命を表明する名のりであると思う。

## 二 復元鏡御影

### 「鏡御影」由来

さきに私は、「鏡御影」を、「源空聖人」から「釈親鸞」への伝承（遺産相続）を象徴する御影である、と述べた。「鏡御影」が歴史に登場するのは、延慶三（二三二〇）年、覚如が廟堂の留守職に安堵された年である。覚如は、留守職継承をめぐる唯善との紛争を解決し、東国の門徒たちから継職の諒解をとり、ようやく留守職につき、その年の十一月二十八日親鸞祥月命日に向けて「鏡御影」を修補した。それが現在の「鏡御影」である。覚如は、修補銘を御影の巻留に次のように記している。

專阿弥陀仏 信実朝臣息也、号袴殿 奉拝聖人御存生之尊像 泣奉図画之 末代無双重宝仰可帰敬之、毛端不奉違云々 所得其証也、延慶三歳 庚戌 十一月廿八日以前奉修補遂供養訖、応長元歳 辛亥 五月九日於越州、教行証講談之次 記之了

（專阿弥陀仏 信実朝臣の息なり。袴殿と号す。聖人の御存生の尊像を押し奉りて、泣きて之を図画し奉る。末代の無双の重宝なり。仰いで之を帰敬す可し。毛端も違い奉らずと云々。其の証を得る所也。延慶三歳、庚戌十一月二十八日以前に、修補し奉り、遂に供養し訖りぬ。応長元歳 辛亥 五月九日、越州に於て教行証講談の次いで

に之を記し了りぬ。<sup>15)</sup>

この識語によって、絵の筆者は似絵の大成者藤原信実の子である専阿弥陀仏であったこと、親鸞聖人の生前に描かれた像であること、さらにきわめて写實的に描かれたことなどの認識が覚如にあったこと、この御影は覚如によって親鸞祥月命日である十一月二十八日にあわせて修理・補修されたこと、この識語が、応長元年（一三二一年）に越州（福井）において『教行信証』を講談する機会に書かれたことなどがわかる。また、この『教行信証』の講談については、存覚による次のような記録が残っている。

五月之比、大上御下向越前国、則奉扈從畢、廿余日御居住大町如道許、奉伝受（授）教行証之間、依御与奪、予大略授之畢

（五月の比、大上〔覚如〕越前の国へ御下向したまう。則ち扈從し奉り畢りぬ。二十余日、大町の如道の許に御居住し、教行証を伝授し奉る間、御与奪によって、予〔存覚〕大略之を授け畢りぬ。）（『存覚一期記』、応長元年の条）<sup>16)</sup>

この記録と対照すると、覚如による識語の執筆は大町の如道のところに滞在中のことであった。おそらく覚如は、修補をおえた「鏡御影」を携えて越前に下向し、その御影の前において存覚に指図して『教行信証』伝授の儀式を行ったのである。これは『教行信証』伝授のあり方を窺う上でもきわめて意義の深い記録といえよう。この記録には御影と著述との役割、また直接ではないとしても「鏡御影」が『教行信証』と何らかの関わり方をもっていたことを暗示している。

## 「鏡御影」の謎

従来から現存の「鏡御影」にはいくつかの疑問が提出されてる。これまでの研究によって提示されてきた問題点を整理すると以下のようになる。

- (ア) 頭部とそれ以外の筆致が随分と異なっているのはなぜか。
- (イ) 御影部分に等間隔の折り目がついているがそれはなぜか。
- (ウ) 覚如によって修補されたとき、原本の「鏡御影」に大がかりな変更が加えられた。それはどの程度の改変であつたのか。またなぜ覚如はそのようなことを行ったのか。
- (エ) 「鏡御影」は寿像といわれるが、本当に在世中の写生か、滅後に模写されたものではないか。<sup>①7</sup>
- (オ) もし御影が模写であるならば、讚銘も親鸞の自筆ではないのではないか。
- (カ) 模写であるとすれば、模写されるもとの原本はどのようなものであつたのか。
- (キ) 原本における御影と讚銘との関係はどのように考へるべきか。また、それらは誰によって構想されたのか。

これらの疑問に対する先人たちのすぐれた研究に基づいて、私は次のように理解したいと思う。専阿弥陀仏が親鸞の存生中に描かれた肖像画を模写して原本「鏡御影」を制作した。その原本「鏡御影」を覚如が延慶三年に修補した。その修補において、覚如は、原本の影像の上部（そこには讚銘があつた）を切りとって紙を継ぎ、覚如自身の筆で「和朝親鸞聖人真影」と「正信念仏偈」龍樹讚の文を書いた。その際、原本にあつた讚文で影像にまではみ出た文字は胡粉によって塗りつぶした。下部（ここにも讚銘があつた）については直接に絵の具を塗って描表装とした。これによつてもとは影像の上下にあつた讚は見るができなくなった。覚如がこのような改変を行ったのは、讚文を親

鸞の自筆と見なさなかつたためと、「聖人」という尊称を源空ではなく親鸞に用いたためであろう。

切りとられたであろう原本上部にあった讚については日下無倫によって推定され、描表装のために塗りつぶされていた下部の讚については昭和二九年の修復のとき裏打紙をとり除いた際に裏写りしていた文字から確定された（赤松俊秀・宮崎円遵）。

これらの研究によってイメージの上に復元した原本「鏡御影」を復元「鏡御影」と呼んでおきたい。それは次のようなものになろう。

〔釈親鸞正信偈曰〕

本願名号正定業

至心信樂願為因

成等覚証大涅槃

必至滅度願成就

如来所以興出世

唯説弥陀本願海

五濁惡時群生海

応信如来如実言

能発一念喜愛心

不断煩惱得涅槃

凡聖逆謗斉回入

如衆水入海一味

撰取心光常照護

已能雖破無明闇

貪愛瞋憎之雲霧

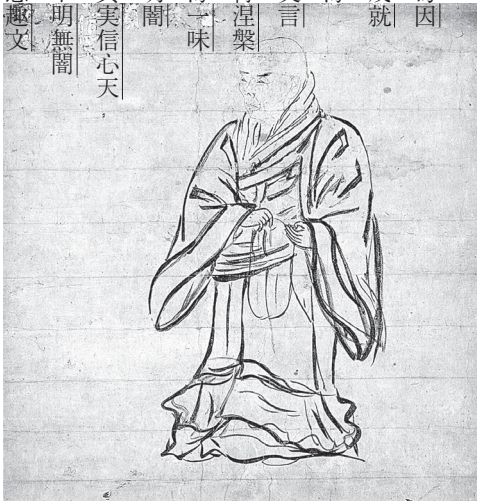
常覆真実信心天

譬如日光覆雲霧

雲霧之下明無闇

獲信見敬大慶喜

即横超截五惡趣文



源空聖人云

当知生死之家

以疑為所止涅槃

槃之城以信為

能入 文

釈親鸞云

還來生死流轉之家

決以疑情為所止

速入寂靜無為之城

必以信心為能入 文

## 復元「鏡御影」の構造と解釈

この復元「鏡御影」を遺産相続という視点から読み解いてみたいと思う。私は、覚如の修補以前の「鏡御影」の原型が、源空の遺産相続（伝承）を果たし遂げた親鸞の応答責任（已証）を象徴していると考えられているからである。この復元「鏡御影」は以下の三つの部分から構成される。これを遺産相続というメタファーで理解すれば次のように配当できよう。

【下部】（右）遺産人の名である「源空聖人」とその遺言（『選択本願念仏集』三心章の文）

（左）相続人の名である「釈親鸞」とその応答（「正信念仏偈」・「念仏正信偈」類似の文）

【中央部】遺産相続人としての釈親鸞の肖像（鏡御影）

【上部】釈親鸞が遺産相続した仏道（「正信偈」の文十行二十句）

復元「鏡御影」の三つの部分の構造から検討してみよう。はたして御影作成者の構想する意識は、上部から下部へと向かっていたのであるうか、それとも下部から上部へと向かっていたのであるうか。中世の絵伝は下部から上部へと時系列が展開していくものが多いようである。ただ「安城御影」では上部に経論からの讃が、下部の讃には「正信偈」が置かれている。このことなどから一概に断定はできないが、ここでは、一応、下部（遺産相続の手続き）から上部（相続された遺産）へという展開で考察してみたいと思う。

【下部】の讃——遺産相続の手続き

（右）

源空聖人云／

当知生死之家／以疑為所止涅／槃之城以信為／能入 文

(左)

釈親鸞云／

還來生死流轉之家／決以疑情為所止／速入寂靜無為之城／必以信心為能入 文

(〱) は改行を示す。<sup>18)</sup>

遺産相続という観点からみれば、「源空聖人」は遺産人の名であり、「云」以下の「当に知るべし」に始まる文は、遺産人の遺言ということができよう。親鸞は原則的に師源空を、「源空」という法諱と「聖人」という尊称で呼んでおり、その傾向に一致する。親鸞にとつて源空は「源空ひじり」(『高僧和讃』源空)であつた。それに対して「釈親鸞」は、遺産相続人として指名された名であろう。上述したように「釈」も「親鸞」も源空聖人の仏道に応答する意味をもっている。そして「云」以下は、相続人としての応答をあらわすといつてもよいと思う。

ここには、「源空聖人」の文と「釈親鸞」の文との二つ文が並置されている。後に述べるように、二つの文の差は微妙なものでしかないが、このような配置の仕方こそ親鸞による遺産相続という手続きの独自性が象徴的に示されるのであろう。

#### 【中央部】の御影——相続人の肖像

ここに配置される影像是、「釈親鸞」と名のる遺産相続を指名された人の肖像である。「源空聖人」の仏法を遺産として受け継いだ人格を象徴するための肖像である。当時の宗教者の肖像画(今日でもそうであるが)は、その凶様

(姿勢や物品) によってその人物の帰属する伝統・共同体や人生の事件を暗喩メタファーするのである。この肖像が意味するところを先人の研究を手がかりに尋ねてみたい。

(ア) 黒衣を着ている。

着色はされていないが、装束はあきらかに遁世僧を象徴する黒衣であり、官僧のものではない。また首には明法房の寄進であったと伝えられる帽子もつすを巻いている。

(イ) 数珠を持ち、爪繰っている。

次に、数珠を両手に持ち爪繰っているという姿は、「安城御影」にも共通する。源空の「選択付属御影」の伝統を受け継ぐものであり、念仏宗の遁世僧であることを示すのであろう。

(ウ) 立像である。

斜め右向の自然な立ち姿である。行住座臥の四威儀でいえば行であろうが、念仏聖・空也や遊行聖・一遍の有名な像のように歩きながら念仏しているのではない。この立ち姿は遊行ではない。また足下の描き方では履き物を履いているかどうかは不明である。少なくとも家屋のなかで座っているのではない。

(エ) 口が微かに開いている。

頭部を拡大すると、口がほんの少し開いており中に歯が書かれている。口が開いているということは、何か声を出していることを表わしているのであろう。しかも少しということは大声ではない。おそらく何かを静かに唱えているか、何かを語っているか、であろう。堅田は、この姿がやがて覚如の製作になる『親鸞聖人伝絵』の一段（六角夢想）に東方の群衆に語りかける姿のモデルとなったという。<sup>⑩</sup> このことから教えを他者に対して静かに語り告げる「教人信」の使命を象徴する姿として私は受けとめたい。では、そしてその教えの内容は何であったか。それこそ肖像画の上部に書かれていた「正信偈」十行二十句、つまり源空聖人からの相続した遺産、正信の仏道であったであろう。



【上部】の讚——遺産としての正信の仏道

この「正信念仏偈」のなかの十行二十句は、「鏡御影」「安城御影」の二つに共通して讚として採用されている。

本願名号正定業	至心信樂願為因
成等覺証大涅槃	必至滅度願成就
如來所以興出世	唯說弥陀本願海
五濁惡時群生海	応信如來如實言
能發一念喜愛心	不斷煩惱得涅槃
凡聖逆謗齊回入	如衆水入海一味
撰取心光常照護	已能雖破無明闇
貪愛瞋憎之雲霧	常覆真實信心天
譬如日光覆雲霧	雲霧之下明無闇
獲信見敬大慶喜	即橫超截五惡趣

文

(「親鸞聖人行実」)

現存の「鏡御影」の上部、覺如筆の讚の下には、胡粉で塗り消された文字の痕跡(傍線の部分)があり、日下無倫によって肖像の上部には「正信念仏偈」の「本願名号正定業」から「即橫超絶五惡趣」までの十行二十句が記されていたことが推定された。この十行二十句は、親鸞にとつて特別の意味を有した偈文であった。「安城御影」の下に「和朝釈親鸞正信偈曰」として書かれているのもこの十行二十句であり、また『尊号真像銘文』では親鸞自身が、この十行二十句を「和朝愚禿釈親鸞正信偈文」(『尊号真像銘文』広本)と呼び、みずから解釈を施している。親鸞が

『尊号真像銘文』でみずからの銘文を一番最後に置いたのは、正統性を主張するためではない、自身が出遇った仏道の伝統は、自身の前で終わるのではなく、みずからがこのように受け止めたと応答できたところに、初めて伝承という事実が成就するからであろう。親鸞は、この十行二十句をこそ「正信偈」と呼んだ。「正信偈」というのは、単なる「正信念仏偈」の略称ではない。「安城御影」にも、『尊号真像銘文』の広本・略本にも、この十行二十句は「正信偈」という名のもとに記され、「正信念仏偈」とは記されていない。想像でしかないが、「安城御影」に準えば、この「鏡御影」の原本にも「釈親鸞正信偈曰」の句があつたかもしれない。源空聖人が見いだした大きな仏教の核心を「正信の仏道」という。信心を私たちに成就するか、しないか、それが、「選択本願念仏」の仏道の核心なのだということ、を、「正信偈」という名に象徴する。だから私は、この部分を「釈親鸞」が「源空聖人」から相続した遺産としたいのである。

先述したように上下の讀については親鸞自身の真筆ではないという見解も示されている。しかしながら復元「鏡御影」の基本的な構造や讚の内容は、親鸞以外によって構想されることはできないと思う。(つづく)

## 注

- ① このテーマについては「釈親鸞」の遺産相続―「鏡御影」を手がかりに(『ともしび』六九三号、二〇一〇年七月発行)にも報告した。関連するものとしては、「己証の名のりとしての「親鸞」(『ともしび』二〇〇八年十一月号)がある。
- ② 「鏡御影」研究史の主たるものを紹介しておきたい。

玄智『本願寺通紀』巻九(『真宗全書』六八巻)

日下無倫「親鸞聖人寿像の研究」(『真宗史の研究』平楽寺書店、一九三二年)。

赤松俊秀「親鸞像について」・「鏡御影」の賛について(『鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九五七年)。

宮崎円遵「親鸞の寿像鏡御影私考」・「親鸞聖人鏡御影」(『宮崎円遵著作集第二巻 親鸞の研究 下』思文閣出版、一九八

六年)。

平松令三「親鸞総説・親鸞聖人絵像」(『真宗重宝聚英 第四卷』、同朋舎、一九八八年)。

堅田修「鏡御影」(『真宗史考叢』 文栄堂、二〇〇七年)。

③ 遺産相続と応答責任という理解についてはジャック・デリダの用法にヒントを得た。デリダ『マルクスの亡霊たち (Spectres de Marx, 1993)』(増田一夫訳・解説、藤原書店、二〇〇七年)を参照のこと。『遺産としての三木清』(同時代社、三頁)からはヒントを頂いた。また宇波彰氏の「宇波彰現代哲学研究所 (<http://ucp.blog123.fc2.com/bj>) に掲載されたブログは、哲学の素養がない私にとっても理解しやすい内容で参考させていただいた。感謝の意を表したい。

④ 平松令三は、これも親鸞存生中に製作された肖像画としている。(平松『真宗重宝聚英』 第四巻)

⑤ 『錦織寺伝絵記』(『親鸞傳叢書』 無我山房、一九一〇年、九二頁)、また『叢林集巻九』「錦織寺 第七十四」(『真宗史料集成 第八巻 寺誌・遺跡』三三一頁)を参照。

⑥ 『定本教行信証』三八二～三八三頁、原漢文。

⑦ 『定本親鸞聖人全集』和文篇、六頁。略本の性格については名畑崇『尊号真像銘文』敬信記 一一頁を参照。

⑧ 『尊号真像銘文』『定本親鸞聖人全集』和文篇、九二頁。

⑨ 「釈親鸞」の用例については、鶴見晃「親鸞の名のり―「善信」房号説をめぐって―」『教化研究一四四』二〇〇九年、二九～三四頁)を参照。

⑩ 「七箇條起請文」『昭和新修法然上人全集』、平楽寺書店、一九五五年、七九二頁。

⑪ 『真宗聖教全書 三 歴代部』七三一頁。

⑫ 『真宗聖教全書 二 宗祖部』二〇六頁、原漢文。

⑬ 「化身土文類六」(後述)『定本教行信証』三八〇頁。

⑭ 同右三八二頁。

⑮ 覚如による「鏡御影」巻留の修理銘。『親鸞聖人行実』真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇八年、一三一頁、原漢文。書き下しは筆者。

- ⑬ 『存覚一期記』、応長元年の条。『真宗史料集成 第一卷 親鸞と初期教団』八七一頁。
- ⑭ 堅田修は「鏡御影」の巻留にある「尊像」の語から「専阿弥陀仏が親鸞の在世中の生身の姿を眼前に拝して描いた、というのではなく、親鸞の在世中に写し描かれていた絵像を、専阿弥陀仏が奉拝して、と解すべきである」（堅田『真宗史考叢』四頁）と解釈している。
- ⑮ 『親鸞聖人行実』真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇八年、一三〇～一三二頁。
- ⑯ 堅田『真宗史考叢』一一二頁。
- ⑰ 『親鸞聖人行実』真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇八年、一三〇～一三二頁。
- ⑱ 『安城御影讚銘下』『親鸞聖人真蹟集成 第九卷』三三三頁。
- ⑳ 『定本親鸞聖人全集 和文篇』一一五頁。

\* 「鏡御影」の画像掲載については浄土真宗本願寺派の御許可をいただくことができた。紙面で感謝の意を表したい。